

平成 2 7 年 度

学 校 監 査 報 告 書  
(笛吹市立一宮中学校)

笛吹市監査委員

## 1 監査の対象

一宮中学校に係る財務に関する事務の執行状態並びに事業の管理状態について監査を実施。

## 2 監査基準日・監査の範囲

平成27年4月30日現在の財務及び事務に関すること

## 3 監査の実施日

平成27年6月19日（金） 午後2時15分から

## 4 監査の方法

監査の対象となった下記項目について、一宮中学校から提出された資料に基づき説明聴取を行うとともに、関係帳簿、証憑書類の突合及び計算突合等により関係諸記録を相互に付き合わせ、その記録又は計算の成否を確かめた。

- 1 「学校概要」
- 2 「学校長に対する事務委任の範囲について」
- 3 「歳出状況調書」
- 4 「負担金補助金及び交付金支出（予定）状況調書」
- 5 「負担金補助金及び交付金の管理状況調書」
- 6 「委託契約（一般委託）（予定）調書」
- 7 「賃貸借に関する調書」
- 8 「学校が扱う公金以外の現金の管理状況調書」
- 9 「郵便切手受払状況」
- 10 「学校運営に係る懸案事項」
- 11 「指定事項調書」
  - ①学力向上への取組み状況について
  - ②学校内でのいじめ等の発生件数及び不登校生徒の人数の理由及びその対応について

## 5 監査の着眼点

監査にあたり次の点に着眼し監査を行った。

- ・ 事務事業が法、条例規則等に則り適正に行われているか。
- ・ 現行の事務事業が適正なものか否か。
- ・ 現金出納が適正に行われているか。

## 6 監査の結果

### (1) 予算・財務に関する事務

平成27年4月30日現在における一宮中学校から提出された一般会計歳出状況調書の金額は、監査の結果関係帳簿等の記載金額と一致し適正に執行されていた。郵便切手等については、一宮中学校において所有している保管枚数と受払簿に間違いはなく、適正に管理されていた。支出伝票関係についても適正に処理されていた。

なお、学年費、給食費等の学校納付金についても、適正な管理が行われてい

た。

(2) 事務・事業の執行状況

一宮中学校に係る事務事業の執行については、良好であると認められる。

なお、監査において気がついた点を後述するので、今後適切な措置を講じられたい。

7 指摘・要望事項

一宮中学校 学校教育課	事務 事業	特になし
----------------	----------	------

●地方自治法第 199 条第 12 項の規定により監査結果に基づき講じた処置の内容について平成 27 年度定期監査資料の中で報告をお願いします。

8 指定事項の回答について

本監査において、監査委員が指定した事項（指定事項調書）については、その現状及び今後の方針等が以下のとおり回答された。

《指定事項①》

学力向上への取組み状況について

《現状及び今後の方針等》

- ・全国学力学習状況調査、山梨県学力把握調査の分析結果を校内研究会を通して、全職員で共有する。
- ・朝の読書活動や学習活動を有効に活用し、基礎学力の定着を図る。
- ・朝の会や帰りの会で発表する機会を設け、言語能力の向上を図る。
- ・目標を明確にした授業を展開すると共に、グループ活動を仕組み、言語活動の充実を通して思考力、判断力、表現力の育成を図る。
- ・学力が身に付いていない生徒に対して学年体制を組んで個別指導を行い、学習意欲の向上を図る。
- ・家庭学習の充実に向けて自主学習ノート等を有効活用し、学習習慣の定着を図る。
- ・自主、自立的な活動を仕組み、自己決定の場を与え、適切な評価を通して意欲を喚起する。
- ・一人一役等の役割分担を通して自己存在感を持たせ、居場所づくりを推進する。
- ・生徒同士及び生徒と教師の共感的関係を築き、絆づくりを推進する。
- ・一人一人にきめ細かな対応を心掛け、基本的生活習慣の定着を図る。

《指定事項②》

学校内でのいじめ等の発生件数及び不登校生徒の人数の理由及びその対応について

《現状及び今後の方針等》

いじめ等の発生はなく、不登校の生徒もいない。いじめ等の対応については、担任を中心とする学年職員の粘り強く丁寧な係わりを持つことを心掛けている。

不登校生徒の対策としては、担任による継続的な電話連絡、家庭訪問及び保護者との連携を図る。また、学年職員や部活動顧問の協力体制を構築し、仲の良い生徒の手紙や電話、訪問等による働き掛けを行う。SC、SSW、笛吹教育相談室、教育センター、病院等の専門的な立場の方々との連携も図っていく。